特定教育・保育施設等における集団指導

令和5年度 説明資料

令和6年1月25日 鋸南町教育委員会 教育課

1 特定教育・保育施設とは

【特定教育・保育施設】

▶ 平成27年度より開始された子ども・子育て支援新制度に 則った施設で市町村が認定した児童を教育または保育する 施設に対して、その費用として市町村が給付を行っている 施設。

- ※ 市町村が施設型給付費の対象と「確認」する幼稚園・認定 こども園・保育園。
- > ※認定こども園・保育園は、必ず特定教育・保育施設となる。

2 指導監査の種類について

	認可制度に伴う監査	確認制度に伴う監査	
国の根拠法令	児童福祉法	子ども・子育て支援法	
名制度の趣旨及び目的		利用定員を設定し、「確認基	
保育所・小規模保育所等を開		準」を満たすことで、公定価格	
できる。		の給付を受けることができる。	
施設監査		確認監査	
※地域型保育事業について実施		市町村は特定教育・保育施設等	
市町村は地域型保育事業が認可		が確認基準を満たしているかを	
基準を満たしているか確認する。		確認する。	

2 指導監査の種類について

確認監査 種別	内容		
指導	集団指導	各種基準等の尊守に関して周知徹底を図る必要があると市町村が認める場合、設置者等を一定の場所に 集めて講習等の方法により実施。	
	実地指導	施設型給付費等の支給対象として市町村の確認を受けた全ての施設・事業者を対象に、主に運営基準の尊守状況を定期的に確認。	
監査	次に該当する場合等、必要に応じ随時実施します。 ①運営基準の著しい違反が確認され、子どもの生命または身体の安全に危害 を及ぼすおそれがある場合。 ②給付費等の請求に不正または著しい不当が認められた場合。		

※特定教育・保育施設(保育所)については、原則として千葉県が実施する認可制度に基づく 施設監査と合同で実施します。

3 監査実施時の主な指摘事項及び監査実施状況について

令和5年度	監査結果内訳		
指導監査実施施設	文書指摘	口頭指摘	助言
児童福祉行政(保育)	1件	1件	0件
鋸南保育所	0件	1件	0件

文書指摘

特定教育・保育施設等の基準に関する法令及び通達等に違反する場合(運営管理上支障が大きいと認められる場合または正当な理由なく改善を怠っている場合を含む)が該当します。

⇒結果通知後の指定期間内に、改善報告書(改善内容が分かる書類の添付を含む)の提出が必要です。

口頭指摘

特定教育・保育施設等の基準に関する法令及び通達等以外の法令等に違反する場合が該当します。

⇒改善報告書の提出は求めませんが、次回監査実施時に改善状況を確認します。

助言

施設運営に資するもの(運営の向上を図るもの)を助言とします。

4 虐待等の不適切な保育について

不適切な保育とは(国のガイドライン上の定義)

1虐待

身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待に該当する行為

- ②虐待等
 - ①の虐待に加えてこどもの心身に有害な影響を与える行為を含んだ行為
- ③不適切な保育
 - ②の虐待等と疑われる事案(不適切な保育、行き過ぎた指導)
- **④「望ましくない」と考えられるかかわり**こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり
- ※入所児童のうち 家庭での虐待等が疑われる場合や施設職員による不適切な保育の疑いや心配がある場合は、**鋸南町教育委員会(0470-55-2120)**にご連絡ください。

(参考資料) 保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン(令和5年5月こども家庭庁)

4 虐待等の不適切な保育について

全国での事例

報道年月	概要	内容
令和4年 9月	バスの置き去り (静岡県牧之原市)	送迎バス内に置き去りにされた児童が熱中症で死亡。
令和4年11月	不適切保育 (静岡県裾野市)	児童の足をつかんで宙づりにしたり、頭を殴るなどの不適 切保育。保育士3人が逮捕。
令和4年12月	不適切保育・不正 (千葉県松戸市)	給食時、児童の頭をたたく、児童の腕を引っ張って引き寄せたり頭をおもちゃでたたく。退職した職員分を含めて虚偽の申請をし、補助金の不正受給を行う。
令和5年 5月	不適切保育・不正 (神奈川県横浜市)	給食を口に押し込む。児童のあごをつかむ。虚偽の申請を し、補助金(障害児の受入れに係る加算)を受け取る。
令和5年 5月	不適切保育 (三重県桑名市)	最長4時間にわたって児童に対し給食を食べるよう強要した。着替えの際に手や足を引っ張った。

4 虐待等の不適切な保育について

「不適切な保育」を未然に防ぐために

- ・各職員や施設単位で、日々の保育実践における振り返りを行う。
- ・各職員がこどもの人権・人格を尊重する意識(こどもにとってどうなのか)を共有する。

そのためには…

- ・保育士会のチェックリスト等を活用し、日々の保育の振り返りを行う。
- ・自己評価や第三者評価を活用し、様々な視点から保育内容を振り返る。
- ・こどもの人権、人格を尊重する保育について研修等を行う。

「不適切な保育」が施設内で起きてしまったら

- ・事案を把握したら、速やかに市町村に報告・相談をする。
- ・不適切な保育に限らず、ヒヤリハット、事故報告書など正確な記録を残す習慣をつける。
- ・保育室内にカメラを設置するなど、客観的に事実が確認できる対策を行う。

5 避難情報発令時等における 臨時休園基準 について

- 近年、全国で 台風や大雨等 の 大規模な 自然 災害が数多く発生している状況を踏まえ、『鋸南町内保育所等における災害発生等対応ガイドライン』及び 『鋸南町 保育所等の災害発生時における臨時休園の基準』にて、鋸南町に避難情報が発令された場合等における対応を定めています。
- 保育所等は、自宅に一人でいることができない児童を保護者に代わって保育する施設であるため、原則としては開所いただく必要がありますが、自然災害の発生が予想される場合は、児童、保護者及び職員等の安全を確保するため、基準に基づいて適切に臨時休園の判断等を行っていただくことが重要です。
- ▶ 各施設におかれましては、定期的に基準の内容を確認してください。また、施設職員との共有、保護者への周知などを通じて、施設全体として有事の際の対応に向けた体制整備を行っていただくようお願いします。

6 今年度からの変更事項 安全計画の策定義務

▶ 令和5年4月1日より、安全計画を各施設において策定する ことが義務付けられました。

安全計画策定の規定内容について

- ・児童の安全を確保するための取り組みを計画的に実施するための計画を策定すること。
- ・策定した安全計画について、施設長等は、実際に児童に保育を提供する保育士等の職員に周知すること。
- ・施設長等は、利用する児童の保護者に対し、施設での安全計画に基づく取組の内容等を周知すること。
- ・施設長等は、定期的に安全計画の見直しを行うとともに、必要に応じて変更を行うこと。

(根拠通知)

保育所等における安全計画の策定に関する留意事項について(令和4年12月15日厚生労働省通知)

6 今年度からの変更事項 安全計画の策定義務

安全計画における規定事項

- 1. 保育所等の設備の安全点検の実施に関すること(園舎、園庭、散歩コースや緊急避難先)
- 2. 保育士等の職員や児童に対し、①~③における活動・取組時の安全確保ができるよう指導すること。
 - ①保育施設内での保育時
 - ②散歩等の園外活動時
 - ③バス等の運行時(独自に送迎を行っている場合)
- 3. 安全計画に係る取組等を確実に行うための職員への研修や訓練に関すること (避難・消火訓練、救急対応訓練、不審者対応、送迎バスにおける見落としなど)
- ◎事故が発生しやすい場面については特に必要な対策を講じること。
- (例) 散歩等の園外活動中、睡眠中、プール活動、水遊び中、食事中、送迎

(根拠通知)

保育所等における安全計画の策定に関する留意事項について(令和4年 12月 15日厚生労働省通知)

7 安全管理の徹底

- 児童の動きを常に把握するための役割分担を構築。
 - ※ 特に、重大事故が発生しやすい場面(午睡、食事、プール・水遊び、園外活動、バス送迎)での職員が気を つけるべき点、役割分担を明確にしてください。
- 緊急的な対応が必要な場面(災害、不審者の侵入、火事(119番通報))を想定した役割 分担を整理。
 - ※ 119番通報等が円滑に行われるよう、緊急時の対応手順についてフローチャート(参考資料:不審者侵入時の対応の流れ)を作成し、事務室の見やすい場所に掲示してください。
- 緊急時に備えた連絡体制や協力体制を、保護者や消防、警察などの関係機関との間で調整。
 - ※ 児童の安全確保について、マニュアルにより可視化して、常勤職員だけでなく 非常勤職員等も含め、全職員と共有してください。

8 集団指導の資料について

▶ 集団指導に使用した資料は町のホームページ上に掲載しております。



URL https://www.town.kyonan.chiba.jp/soshiki/16/shidou.html